

令和4年10月4日（火）13時30分～

交通政策審議会海事分科会船員部会 第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会

【前田労働環境対策室長】 定刻前ではございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会第2回全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を開催させていただきます。私、事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の前田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、委員及び臨時委員総員6名中6名全員のご出席となっておりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料、「議事次第」、「全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会委員名簿」、「配布資料一覧」がそれぞれ1枚。資料右上に資料1と付しております「全国内航鋼船運航業最低賃金」の公示文が3枚。資料右上に資料2と付してございます「全国内航鋼船運航業の最低賃金の改正状況」が1枚となっております。

資料は以上でございます。不足がございましたら、事務局までお申しつけいただければと存じます。

それでは、議事に入りたいと思います。野川専門部会長、司会進行をお願い申し上げます。

【野川部会長】 それでは、議事を進めてまいりたいと存じます。

「全国内航鋼船運航業最低賃金の改正について」でございますが、前回の部会から、労使それぞれに真剣にお話し合いをいただいたと、このように理解しております。どうぞ、前回以降、今日までのお話し合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

【平岡委員】 海員組合、平岡でございます。

【野川部会長】 平岡委員、お願いします。

【平岡委員】 部会長から、今お話がありましたように、前回以降、労使それぞれ、今年の最低賃金をどのように解決していくかということで、協議してまいりました。ただ、使用者側も、改善の余地はあるものの、やはりその水準で、我々の主張する水準と乖離があるという状況です。

そのような状況の中で、なかなか妥協点を見いだすことができなかつたということです。使用者側は使用者側なりの考え方を縷々説明するわけですが、我々としては、第1回でも主張しましたように、今年度の最低賃金の改善については、特に陸上の最賃が過去最高額の改善という流れの中で、やはり、内航の船員の最賃についても、踏み込んだ中での改善が必要であることを主張はするわけですが、なかなかその辺のところでは合意点を見いだせなかつた状況です。

以上です。

【野川部会長】 使用者側から何か補足はございますか。

【村田委員】 我々も、最低賃金を上げる、そして、船員の確保・育成という点で、方向としては同じ方向を向いているとは思っておりますが、何しろ、先ほどお話のあった、陸上は今年31円でしたか、時給、31円という大きな値上げをしております。そういったところで、足元、我々、特に貨物船、7月の輸送量が予想外に伸びなかつた。軒並み前年度割れという状況下で、具体的な数字を出して、そしてそれをお話をする、そういった形勢自体ができていない、そういう土壌なのかと、そういうふうに申し上げておるところです。

よって、こういった、そういう足元の状況もご理解いただいた上で、再度、協議をしていきたいと、このように思っております。

【野川部会長】 分かりました。

労使双方から今ご報告をいただきましたが、いまだ合意には至っていないということで、まず、この場で改めて双方のご意見を伺いたいと思います。どうぞ、どちらからでもお願いいたします。

中本委員。

【中本委員】 全日本海員組合、中本です。国の管轄は違いますが、厚生労働省で決められる陸上の最低賃金を、先ほどから申していますが、労働者の生計ということで、消費者物価指数の動向、類似の労働者の賃金、それから会社の支払い能力、やはりこの3点が必要となってきますので、それについて十分考慮した上で精査されて、苦しい状況の中でも、ここ何年も2から3%の大きな改定がなされているという状況にあると思います。

そのような状況を踏まえれば、なぜ海運産業だけ引上げの率が低いのかという問題は、今後も絶対について回ってくるような問題だと思っております。海運産業を残すためにも、最低賃金の大きな改正は必要不可欠だと認識を持っていただいて、状況が厳しいからと言ったのでは、船員不足の中、余計に人手不足の産業になりかねないと思っております。

使用者側さんも認識されているとおり、後継者の確保・育成という課題は、最低賃金を引き上げたから解消されるという問題ではございませんが、若者をどのようにこの産業に引き込んでいくか検討されている中で、最低賃金の大幅な改定は1つのきっかけになるのではないかと考えておりますので、ぜひ前向きに、改定に向けて検討していただきたいと思っております。

以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

【村田委員】 先ほども申し上げたとおり、ベクトルは同じ方向である。日本海事センターの調査によりますと、今後、内航船員は相当な船員不足が見込まれている。また、そういった中で、やはり少子化ということで、各産業との若手の取り合いが始まってくる。そういったことに備えるという点では、十分理解をしているつもりです。

が、やはり先ほど申し上げたとおり、足元の景況感が大きく、陸上と海上と、我々の業界と少し違っている。こういった点も含めて、また、先ほどお話があった給料体系の違いも一概に一緒というわけではない、このように思っております。

そこら辺で十分、経営者といえますか、海運の船会社の現状も考慮いただきたい、このように思っているところです。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。阿南委員。

【阿南委員】 使用者側の状況については、今、村田委員が言われたとおりでございます。

ただ、私個人ではないですが、内労協といえますか、中での考え方を申し上げますと、最低賃金だけは、普通のベアだとかそういうものではない、私はそういうふう感じております。基本的には、先ほど何回も言葉として出ておりますが、船員の育成ではないが、雇用を左右する重要な点ではないか、要素の1つではないかと思っております。

よって、陸上も、31円でしたか、31円上がった。今まで未曾有というか、今までにない、史上最高。ただ、内航というか、貨物船業といえますか、我々の中では、それはそういうことなのでしょう。ただ、やはり業績云々のところで、まだらに、いろいろな会社がございまして、よって、ある会社は、何とか何も無いようにできないのか。ある会社は、やはり船員さんのことを思うと、最低賃金のところは、来年度の、ここも言い方は変ですが、春闘に関わるかもしれないが、最低のことは考えなければいけないねということでございます。

それが史上最高になるのかどうかは分かりませんが、ここ数年でも、最高でも、どんどん、少し落ちてきて、やっと去年700円ということになっています。

ですから、先ほど村田委員も言いましたように、では、数字的にはどうするのだという話になりますと、なかなか決着がつかない問題で、この辺は、もう一度こういう審議会の中で話し合っ、決めていくしかないと思うというのが大多数です。

よって、私は前回言いましたように、ゼロではないなというよりも、頭の中では、個人的には、ここから始まるのだろうなというような数字は持っておりますが、やはり、決めかねている。公にこうやって出すことはできないということでございます。

よって、労使双方という言い方をしているのかどうかは分かりませんが、話し合いの中で決めていかざるを得ないのかということでございます。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ほかに。平岡委員。

【平岡委員】 使用者側の意見を聞いていて、情けないですよ。この最低賃金の場合、例えば、船員のベアとかそういう次元の話ではありません。あくまでも、これは内航海運業界における産業別の最低賃金をどういうふうに決めるかということで、今協議しているわけです。それで、はっきり申しますけれども、過去において、使用者側の意見を聞き過ぎたがために、改定の上がり幅その辺のところを言いますと、海上と陸上では時給と月例の違いはあるかもしれませんが、上がり幅においては、はるかに陸上のほうが、上がっております。

それともう一つ、今の内航海運の状況を言いますと、陸上諸産業においても同じ話で、今のこの現状の中で、どういうふうに捉まえていくのか。消費者物価指数は8月にも過去最高だとなってきているし、9月以降、物価については、既に値上がりしているような状況の中で、個々の船員の話ではないわけです。ここで働く内航船員の賃金はどういう水準にあるべきかということで今論議しているわけですから、今の状況の中で出せる状況にないとか、そういうわけの分からない話をしたら困るわけです。やはり、その辺のところはもっと真剣に、この産業をどうして残していくのか、その辺のところをしっかりと考えてもらわないと、はっきり言いますが、最低賃金は決まりません。

【野川部会長】 ほかに何か、なおございますでしょうか。

今、双方のご意見を承りましたが、なかなか一致が見られないということで、歩み寄りを進めてまいりたいところです。

方向性を見いだすべく、一旦この場をクローズして、労使だけで意見交換を率直にしてい
ただきたいと思います。定例どおり別室を用意してあり、そこでお話し合いをいただきますが、
私から、ぜひお願いをしたいのは、第1回目のこの会議からこの方、随分とこの場でも、ま
た、その間でも時間をかけて、労使の一致を見いだすべくお話し合いをいただいていたところ
です。今これでクローズして、お話し合いいただくのが最後になります、皆様でお話し合いをい
ただいて決めることの。私としては、ぜひ皆様の、労使の一致によって最低賃金を決める
ということを実現していただきたいと思います。

その理由は、2つあります。よろしいですか、よく聞いてください。1つは、このように
3者構成で、公益委員だけではなく、現場の労使に集まっていただいて、現場の労使が合意
すれば、それを尊重して最低賃金が決まるというやり方、このやり方を維持していかなけれ
ばならない。もし、これができず、今回も、結局公益委員にお願いをしましたという決め方
になりますと、結局、労使を呼んでも時間の無駄だと。私が言っているのではありませんよ、
これは行政改革の中で、3者構成の非効率的な運営ということは、度々指摘されているところ
でございますので、そのことによって、この3者構成自体が危機に落ち、結局、最低賃金
も、我々公益委員がトップダウンで決めるのがいいではないかということになりかねない。
その点からも、本当に真剣に労使で最賃を合意するということを目指していただきたい、こ
れが1点。

もう1点は、もしここで労使が結局合意できませんと、だから、公益委員にお願いをし
ますと、こういうことになるわけです、最終的には。そうしますと、労使の代表が、私たち
にはできませんでしたから、お願いをいたしますと言われて、我々公益委員が提示する最低賃
金額に、なお皆さんがご懸念を示すということはありませんよね。つまり、自分たちが
できなかったからお願いしますと、そう言われてこちらが提示しているのに、それに対して、
それはちょっと困りますなどということはありません。そういうことには私はしたくない
んです。もう、あなたたち合意できなかったのだからこれで、当然、公益委員が示したこれ
で同意してください、これでうんと言えないのだったら、どうして話し合いで決められなかつ
たのですかということにならざるを得ない。そんなことにならないためにも、ぜひ、今申し
上げた2点、よくお含みおきいただいて、労使の間でお決めいただくように、最善の努力を
お願いしたいと思います。

それでは、別室が用意されていますので、おおむね20分ぐらいをめどに、お話し合いをお
願いたします。

(中 断)

【野川部会長】 お疲れさまでした。それでは、ただいまの話合いの結果について、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

平岡委員。

【平岡委員】 部会長から、お時間をいただいて、厳しいご指摘、その辺のところを頭の中に入れ、縷々使用者側と協議をいたしました。協議の中でも侃々諤々と、こちらはこちらの主張、使用者側は使用者側の主張をぶつけ合って、お互いに、部会長から言われたことを念頭に、今年の最低賃金をどういうふうに収めていくのか、論議をしてみました。

それで最終的に、使用者側も、今の状況は厳しい状況にあるけれども、やはり、方向性は一緒だということで、最終的に1,000円ということで、合意を見ることができました。

それで、職員・部員共に1,000円改定ということで、今年の最低賃金については、解決を図ることができたということです。

【野川部会長】 ありがとうございます。労使の大変なご努力、ご尽力に心より感謝申し上げます。また、私ども公益委員といたしましても、そのようにして、労使自治の真価が発揮されたということ大変うれしく思います。

【平岡委員】 それと、部会長、毎年ですけれども要望ということで、航海士、機関士が乗り込んでいない船舶の船長、それと、機関長の賃金につきましては、その職責を考慮して、最賃を上回るようによろしくお願ひしたいということをお願いいたします。

【野川部会長】 よろしいでしょうか、今、ご発言、テイクノートいたしましたので。ありがとうございます。では、少々お待ちください。

【村田委員】 私からも一言いいですか。

【野川部会長】 どうぞ、いいですよ。

【村田委員】 先ほどもお話ありましたとおりですが、やはり経営者側としても、使用者側として、船員不足、そして少子化による、今後の船員確保・育成という点で、非常に危惧しております。今回、こうやって労使が1,000円という形で協議できました。これは、そういう危機的な表れのところでございます。そういった点では、引き続き国土交通省からも、船員の確保・育成について、ご努力いただいているとは思いますが、より一層のご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。確かにテイクノートいたしました。労使双方

からのご要望を伺いました。

それでは、今年の最低賃金につきまして、こちらから読み上げたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、本年度最低賃金の改正につきましては、職員Aを1,000円引き上げ、職員Bを1,000円引き上げ、部員Aを1,000円引き上げ、部員Bを1,000円引き上げて、適用する船員に係る最低賃金額の職員の25万750円を25万1,750円に、ただし書の職員23万4,300円を23万5,300円に、部員19万2,150円を19万3,150円に、ただし書の海上経歴3年未満の部員18万2,850円を18万3,850円に、それぞれ改正することが適当であるとの結論とし、船員部会に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

以上をもちまして、最低賃金の改正に関わる審議は全て終了いたしました。皆様のご協力により無事終了いたしました。とりわけ今年度は労使の十分な話し合いと合意によって決着をつけましたこと、私より重ねて御礼申し上げます。

これにて、全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会を終了といたします。どうもありがとうございました。

— 了 —